

令和 7 年 第 32 回

美幌町農業委員会総会議事録

令和 7 年 11 月 21 日 1 日間 第全号

美幌町農業委員会

1. 開催日時 令和7年11月21日（金） 午後1時30分から午後2時22分

2. 開催場所 美幌町議会議事堂

3. 出席委員は次のとおりである。（19人）

農地部会長	1番 中川 誓子君	2番 坂本 和裕君
	3番 梅津 幸一君	5番 佐藤 章平君
	6番 木村 勝彦君	7番 中村 寿恵子君
	8番 鳥井 隆君	9番 小泉 豊和君
農地副部会長	10番 武田 透君	11番 田村 秀司君
	12番 川原 英和君	13番 安藤 良司君
	14番 鎌仲 照幸君	15番 高崎 利彦君
振興副部会長	16番 山岸 洋文君	17番 酒井 祐二君
振興部会長	18番 小林 寿美君	19番 日並 洋志君
会長	20番 千葉 正美君	

4. 農業委員会事務局職員は次のとおりである。（5人）

事務局長	佐久間 大樹君	主査	山内 慶治君
主事	龍瀧 宗良君	主事補	石澤 美咲君
臨時筆生	寺田 裕子君		

## 議 事 日 程

令和7年第32回 美幌町農業委員会総会  
令和7年11月21日 午後1時30分開会

日 程 第 1		議事録署名委員及び総会書記の指名について
日 程 第 2		諸般の報告について
日 程 第 3		会期の決定について
日 程 第 4		会務報告について
日 程 第 5	報告第 62 号	農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について
日 程 第 6	報告第 63 号	地目変更登記に係る照会に対する調査結果報告について
日 程 第 7	議案第121号	農地中間管理機構の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案について
日 程 第 8	議案第122号	農地法第3条の規定による許可申請について
日 程 第 9	議案第123号	農地法第4条の規定による許可申請について
日 程 第 10	議案第120号	農地法第5条の規定による許可申請について
日 程 第 11	議案第119号	現況証明願について
日 程 第 12	協議第 19 号	美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について

会 長	ご苦労様です。
局 長	本日の出席委員は19名でございます。定足数に達しており総会は成立しておりますので只今より令和7年 第32回 美幌町農業委員会総会を開会いたします。議長につきましては美幌町農業委員会総会会議規則第10条の規定により会長が務めることとなっておりますので議事進行につきましては千葉会長にお願いいたします。
議 長	これより議事に入ります。
議 長	日程第1、「議事録署名委員及び総会書記の指名について」。議事録署名委員は総会会議規則第21条の規定により議長において指名をいたします。議事録署名委員は議席番号16番 山岸委員、同じく議席番号17番 酒井委員を指名いたします。なお、本日の総会書記には事務局職員の山内主査、龍瀧主事、石澤主事補を指名いたします。
議 長	日程第2、「諸般の報告について」は事務局長より報告させます。
局 長	諸般の報告を申し上げます。本日の会議に付議されます案件はお手元に配布しております議事日程のとおり報告2件、議案5件、協議1件となっております。朗読につきましては省略させていただきます。なお、議席番号4番 佃委員、本日欠席の旨、届出がありました。以上で諸般の報告を終わります。
議 長	日程第3、「会期の決定について」は付議、案件数から見て本日1日間と致したいと思いますがご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定をいたします。
議 長	日程第4、「会務報告について」は議案2ページに記載のとおりであります。以上で会務報告を終わります。何かご質問はございませんか。 (「なし」の声)
議 長	ないようですので「会務報告について」は承認することに決定をいたします。
議 長	日程第5、報告第62号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」を議題と致します。
事 務 局	今月の農地法第6条第1項に基づく農地所有適格法人からの定期報告につきましては議案3ページの3法人でございます。  【 議案に基づき説明 】
議 長	ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、報告第62号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」は承認することに決定をいたします。

議長	日程第6、報告第63号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果報告について」を議題といたします。
事務局	地目変更登記に係る照会に対する調査結果報告についてご説明いたします。議案4ページをご覧願います。記 以下のとおり、釧路地方法務局北見支局より照会があり「登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記に係る登記官からの照会の取扱いについて」に基づき、議案5ページのとおり調査結果報告書を提出しましたので報告いたします。申請人は札幌市○○さん、土地の所在地は元町○○番○、登記地目は畠で面積は合計○○m <sup>2</sup> 、変更後の地目は宅地でございます。現地確認については10月10日に酒井委員、中村委員、安藤委員で確認を行っております。議案5ページにありますとおり、都市計画法に基づく市街化用途区域であることから転用許可を得る必要がない案件であること、原状回復命令を行わないことを調査結果として10月14日に法務局へ回答しております。以上、ご説明いたしましたのでよろしくお願ひいたします。
議長	ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長	ご異議なしと認め、報告第63号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果について」は承認することに決定をいたします。
議長	日程第7、議案第121号「農地中間管理機構の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案について」を議題といたします。 内容番号209号から210号は関連がございますので一括上程いたします。なお、内容番号209号から210号につきましては○○委員が当事者となっておりますので農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき、議事参与の制限により○○委員には当該事案の開始から終了まで退席をお願いいたします。 (○○委員 退席)
事務局	議案第121号 農地中間管理機構の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案についてご説明いたします。農用地利用集積等促進計画の内容につきましては農業公社の買入が3件、賃貸が20件となっております。 それでは内容番号209号から210号についてご説明いたします。参考資料は2ページをご覧願います。本件は農地中間管理機構による買入案件でございます。内容番号209号 参考資料は2ページの赤枠をご覧願います。所有権の移転をする者は稻美の○○さん、所有権の移転を受ける者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社でございます。土地の所在地は稻美○○番○他計5筆、面積は合計○○m <sup>2</sup> でございます。売買価格は議案記載のとおりで認可公告日は令和7年12月10日でございます。内容番号210号 参考資料は2ページの青枠をご覧願います。所有権の移転をする者は稻美の○○さん、所有権の移転を受ける者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社でございます。土地の所在地は稻美○○番○他計3筆、面積は合計○○m <sup>2</sup> でございます。売買価格は議案記載のとおりで認可公告日は令和7年12月10日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第19条第4項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願ひいたします。
5番	内容番号209号から210号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は○○さんが所有している農地を処分するため農業公社に売買するものです。なお、この農地は稻美の○○さんと○○さんが借受する予定となっていますのでよろしくお願ひします。

会 長	ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
会 長	ご異議なしと認め、内容番号209号から210号は適當と認めます。 (○○委員入席)
議 長	内容番号211号。
事 務 局	内容番号211号についてご説明いたします。参考資料は3ページをご覧願います。本件も農業公社の買入案件でございます。所有権の移転をする者は稻美の○○さん、所有権の移転を受ける者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社でございます。土地の所在地は稻美○○番○、面積は合計○○m <sup>2</sup> でございます。売買価格は議案記載のとおりで認可公告日は令和7年12月10日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第19条第4項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願ひいたします。
6 番	内容番号211号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は○○さんが規模縮小のため、農業公社に売買するものです。なお、この農地は稻美の○○さんが借受する予定となっておりますのでよろしくお願ひいたします。
会 長	ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
会 長	ご異議なしと認め、内容番号211号は適當と認めます。 内容番号212号から213号は関連がございますので一括上程いたします。
事 務 局	内容番号212号から213号についてご説明いたします。参考資料は4ページをご覧願います。本件は農地中間管理機構による貸貸借案件でございます。内容番号212号 利用権の設定をする者は豊岡の○○、農地中間管理事業を行う者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社でございます。内容番号213号 利用権の設定をする者は公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は豊岡の○○さんでございます。内容番号212号及び213号に係る土地の所在地は豊岡○○番○、面積は○○m <sup>2</sup> 、貸貸借料は議案記載のとおりで認可公告日は令和7年12月10日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第19条第4項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願ひいたします。
9 番	内容番号212号から213号につきましては只今、事務局の説明のとおりです。この案件は期間満了に伴う農業公社を経由した再貸付案件で双方の意向を確認したところ、同じ条件で更新するものです。○○さんは家族2人で畑作3品、人参を作付けし、意欲的に営農しておりますのでよろしくお願ひします。
議 長	ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、内容番号212号から213号は適當と認めます。 内容番号214号。
事 務 局	内容番号214号についてご説明いたします。参考資料は5ページをご覧願います。本件は農業公社の貸付案件でございます。利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法

人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は昭野の〇〇さんでございます。土地の所在地は昭野〇〇番〇他計2筆、面積は合計〇〇m<sup>2</sup>でございます。賃貸借料は議案記載のとおりで認可公告日は令和7年12月10日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第19条第4項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願ひいたします。

1 番 内容番号214号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は9月総会において〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが貸付事業で5年間借りるもので、〇〇さんは家族4人で玉葱を作付けし、意欲的に営農されておりでよろしくお願ひします。

議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号214号は適当と認めます。  
内容番号215号から216号は関連がございますので一括上程いたします。

事 務 局 内容番号215号から216号についてご説明いたします。参考資料は6ページをご覧願います。本件は農地中間管理機構による賃貸借案件でございます。内容番号215号 利用権の設定をする者は北見市の〇〇さん他3名、農地中間管理事業を行う者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社でございます。内容番号216号 利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は栄森の〇〇さんでございます。内容番号215号及び216号に係る土地の所在地は栄森〇〇番〇内他計2筆、面積は合計〇〇m<sup>2</sup>、賃貸借料は議案記載のとおりで認可公告日は令和7年12月10日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第19条第4項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願ひいたします。

8 番 内容番号215号から216号につきましては只今、事務局の説明のとおりです。この案件は期間満了に伴う農業公社を経由した再貸付案件で双方の意向を確認したところ、同じ条件で更新するものです。〇〇さんは小麦、豆類、甜菜、玉葱等を作付けし、意欲的に営農されておりでよろしくお願ひします。

議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号215号から216号は適当と認めます。  
内容番号217号から219号は関連がございますので一括上程いたします。なお、内容番号218号につきましては〇〇委員が当事者となっておりますので農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき、議事参与の制限により、〇〇委員には当該事案の開始から終了まで退席をお願いいたします。

(〇〇委員 退席)

事 務 局 内容番号217号から219号についてご説明いたします。本件も農地中間管理機構による賃貸借案件で認可公告日は令和7年12月10日でございます。参考資料は7ページをご覧願います。内容番号217号 利用権の設定をする者は網走市の〇〇さん、農地中間管理事業を行う者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社でございます。土地の所在地は栄森〇〇番〇内他計12筆、面積は合計〇〇m<sup>2</sup>で土地明細につきましては議案16ページをご覧願います。賃貸借料は議案記載のとおりでございます。認可公告日は令和7年12月10日でございます。内容番号218号 参考資料は7ページの赤枠をご覧願います。利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用

権の設定を受ける者は栄森の〇〇さんでございます。土地の所在地は栄森〇〇番〇内他計9筆、面積は合計〇〇m<sup>2</sup>で土地明細につきましては議案16ページをご覧願います。賃貸借料は議案記載のとおりでございます。認可公告日は令和7年12月10日でございます。内容番号219号 参考資料は7ページの黄枠をご覧願います。利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は栄森の〇〇さんでございます。土地の所在地は栄森〇〇番〇内他計3筆、面積は合計〇〇m<sup>2</sup>で、賃貸借料は議案記載のとおりで認可公告日は令和7年12月10日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第19条第4項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願ひいたします。

8 番 内容番号217号から219号につきましては只今、事務局の説明のとおりです。この案件は期間満了に伴う農業公社を経由した再貸付案件で双方の意向を確認したところ、同じ条件で更新するものです。〇〇さんは家族3人で小麦、甜菜、玉葱を作付けし、齊藤さんは小麦、豆類、甜菜、玉葱等を作付けし、意欲的に営農されておりでよろしくお願ひします。

議長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 ご異議なしと認め、内容番号217号から219号は適当と認めます。

(〇〇委員 入席)

議長 内容番号220号から221号は関連がございますので一括上程をいたします。

事務局 内容番号220号から221号についてご説明いたします。参考資料は8ページをご覧願います。本件も農地中間管理機構による賃貸借案件でございます。内容番号220号 利用権の設定をする者は田中の〇〇さん、農地中間管理事業を行う者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社でございます。内容番号221号 利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は田中の〇〇さんでございます。内容番号220号及び221号に係る土地の所在地は田中〇〇番〇他計3筆、面積は合計〇〇m<sup>2</sup>、賃貸借料は議案記載のとおりでございます。認可公告日は令和7年12月10日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第19条第4項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願ひいたします。

3 番 内容番号220号から221号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は期間満了に伴う農業公社を経由した再貸付案件で双方の意向を確認したところ、同じ条件で更新するものです。〇〇さんは家族3人で畑作4品を作付けし、意欲的に営農されておりでよろしくお願ひします。

議長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 ご異議なしと認め、内容番号220号から221号は適当と認めます。  
内容番号222号から226号は関連がございますので一括上程いたします。

事務局 内容番号222号から226号についてご説明いたします。参考資料は9ページから10ページをご覧願います。内容番号222号 利用権の設定をする者は美芳の〇〇さん、農地中間管理事業を行う者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、土地の所在地は田中〇〇番〇他計13筆、面積は合計〇〇m<sup>2</sup>で、土地明細につきましては議案16ペ

一、賃貸借料は議案記載のとおりでございます。認可公告日は令和7年12月10日でございます。内容番号223号 参考資料は9ページの赤枠をご覧願います。利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は田中の○○さん、土地の所在地は田中○○番○他計9筆、面積は合計○○m<sup>2</sup>で、土地明細につきましては議案17ページをご覧願います。また、賃貸借料は議案記載のとおりでございます。認可公告日は令和7年12月10日でございます。内容番号224号 参考資料は9ページの黄色枠をご覧願います。利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は田中の○○さんでございます。土地の所在地は田中○○番○他計2筆、面積は合計○○m<sup>2</sup>でございます。賃貸借料は議案記載のとおりでございます。認可公告日は令和7年12月10日でございます。内容番号225号 参考資料は10ページの青枠をご覧願います。利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は田中の○○さん、土地の所在地は田中○○番○内、面積は○○m<sup>2</sup>でございます。賃貸借料は議案記載のとおりで認可公告日は令和7年12月10日でございます。内容番号226号 参考資料は10ページの緑枠をご覧願います。利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は田中の○○さん、土地の所在地は田中○○番○内、面積は○○m<sup>2</sup>でございます。賃貸借料は議案記載のとおりで認可公告日は令和7年12月10日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第19条第4項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願ひいたします。

3 番 内容番号222号から226号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は期間満了に伴う農業公社を経由した再貸付案件で双方の意向を確認したところ、同じ条件で更新するものです。○○さんは家族3人で畑作4品、玉葱、人参を作付けし、○○さんは家族3人で畑作4品を作付けし、○○さんは法人化し、小麦、豆類、馬鈴薯、人参を作付けし、○○さんは法人化し、小麦、玉葱、人参を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願ひします。

議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号222号から226号は適当と認めます。  
内容番号227号から228号は関連がございますので一括上程いたします。

事 務 局 内容番号227号から228号についてご説明いたします。参考資料は11ページをご覧願います。本件は農地中間管理機構による賃貸借案件でございます。内容番号227号 利用権の設定をする者は大空町の○○さん、農地中間管理事業を行う者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社でございます。内容番号228号 利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は福住の○○さんでございます。内容番号227号及び228号に係る土地の所在地は豊富○○番○他計4筆、面積は合計○○m<sup>2</sup>、賃貸借料は議案記載のとおりで認可公告日は令和7年12月10日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第19条第4項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願ひいたします。

18 番 内容番号227号から228号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は期間満了に伴う農業公社を経由した再貸付案件で双方の意向を確認したところ、同じ条件で更新するものです。○○さんは家族4人で畑作4品、人参を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願ひします。

議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長	ご異議なしと認め、内容番号227号から228号は適當と認めます。 内容番号229号から231号は関連がございますので一括上程をいたします。
事 務 局	内容番号229号から231号についてご説明いたします。参考資料は12ページをご覧願います。本件も農地中間管理機構による賃貸借案件でございます。内容番号229号 利用権の設定をする者は美富の〇〇さん、農地中間管理事業を行う者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、土地の所在地は美富〇〇番〇、面積は〇〇m <sup>2</sup> でございます。賃貸借料は議案記載のとおりで認可公告日は令和7年12月10日でございます。内容番号230号 利用権の設定をする者は美富の〇〇さん、農地中間管理事業を行う者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、土地の所在地は美富〇〇番〇内、面積は合計〇〇m <sup>2</sup> でございます。賃貸借料は議案記載のとおりで認可公告日は令和7年12月10日でございます。内容番号231号 参考資料は12ページをご覧願います。利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は美富の〇〇さん、土地の所在地は美富〇〇番〇他計2筆、面積は合計〇〇m <sup>2</sup> でございます。賃貸借料は議案記載のとおりで認可公告日は令和7年12月10日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第19条第4項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願ひいたします。
13番	内容番号229号から231号につきましては只今、事務局の説明のとおりです。この案件は期間満了に伴う農業公社を経由した再貸付案件で双方の意向を確認したところ、同じ条件で更新するものです。〇〇さんは家族2人で肉用牛を肥育されるほか、畑作3品、玉葱を作付けし、意欲的に営農されておりでよろしくお願ひいたします。
議 長	ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、内容番号229号から231号は適當と認めます。 議案第121号「農地中間管理機構の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案について」は承認することに決定をいたします。
議 長	日程第8、議案第122号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題いたします。 内容番号73号。
事 務 局	今月の案件は全5件で内容につきましては売買が2件、贈与が1件、経営継承に伴う使用貸借が2件でございます。それでは内容番号73号についてご説明いたします。参考資料は14ページをご覧願います。本件は売買案件でございます。譲渡人は瑞治の〇〇さん、譲受人は福住の〇〇さんでございます。土地の所在地は瑞治〇〇番〇、面積は〇〇m <sup>2</sup> でございます。申請理由は売買、売買価格は議案記載のとおりで、権利の種別は所有権でございます。参考資料15ページの調査表にあるとおり、取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願ひいたします。
16番	内容番号73号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが所有する農地を〇〇さんに売買するものです。〇〇さんは家族5人で畑作4品を作付けし、意欲的に営農されておりでよろしくお願ひします。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを10月30日、高崎委員とわたりで確認しておりますのでよろしくお願ひします。

議 長	ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、内容番号 73 号は適当と認めます。 内容番号 74 号。
事 務 局	内容番号 74 号についてご説明いたします。参考資料は 16 ページをご覧願います。本件は贈与案件でございます。譲渡人は福住の〇〇さん、譲受人は田中の〇〇さんでございます。土地の所在地は福住〇〇番〇他計 4 筆、面積は〇〇m <sup>2</sup> でございます。申請理由は贈与、権利の種別は所有権でございます。参考資料 17 ページの調査表にあるとおり、取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願ひいたします。
10 番	内容番号 74 号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが所有する農地を〇〇さんに贈与するものです。〇〇さんは家族 4 人で畑作 3 品を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願ひします。なお、農地法第 3 条の許可要件であります、法第 3 条第 2 項各号要件に該当しないことを 11 月 4 日、小林委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願ひします。
議 長	ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、内容番号 74 号は適当と認めます。 内容番号 75 号。
事 務 局	内容番号 75 号についてご説明いたします。参考資料は 18 ページをご覧願います。本件は経営継承に伴う使用貸借案件でございます。貸付人は野崎の〇〇さん、借受人は野崎の〇〇さんでございます。土地の所在地は野崎〇〇番〇他計 19 筆、面積は〇〇m <sup>2</sup> でございます。土地明細につきましては議案 20 ページをご覧願います。申請理由は使用貸借、貸付期間は許可日から 10 年間で権利の種別は使用貸借権でございます。参考資料 19 ページの調査表にあるとおり、取得後全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願ひいたします。
13 番	内容番号 75 号につきましては只今、事務局の説明のとおりです。この案件は〇〇さんが息子の〇〇さんに経営移譲するものです。〇〇さんは家族 4 人で玉葱を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願ひいたします。なお、農地法第 3 条の許可要件であります、法第 3 条第 2 項各号要件に該当しないことを 11 月 11 日、中村委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願ひいたします。
議 長	ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、内容番号 75 号は適当と認めます。 内容番号 76 号。
事 務 局	内容番号 76 号についてご説明いたします。参考資料は 20 ページをご覧願います。本件は売買案件でございます。譲渡人は大通南の〇〇さん、譲受人は野崎の〇〇さんでございます。土地の所在地は野崎〇〇番〇他計 2 筆、面積は合計〇〇m <sup>2</sup> でございます。

申請理由は売買、売買価格は議案記載のとおりで権利の種別は所有権でございます。参考資料21ページの調査表にあるとおり、取得後全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願ひいたします。

13番 内容番号76号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は○○さんが所有する農地を○○さんに売買するものです。○○さんは家族3人で小麦、玉葱を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願ひします。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを11月11日、中村委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願ひいたします。

議長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 ご異議なしと認め、内容番号76号は適当と認めます。  
内容番号77号。

事務局 内容番号77号についてご説明いたします。参考資料は22ページをご覧願います。本件は経営継承に伴う使用貸借案件でございます。貸付人は豊幌の○○さん、借受人は元町の○○さんでございます。土地の所在地は豊幌○○番他計51筆、面積は○○m<sup>2</sup>でございます。土地明細につきましては議案20ページから21ページをご覧願います。申請理由は使用貸借、貸付期間は許可日から10年間で権利の種別は使用貸借権でございます。参考資料23ページの調査表にあるとおり、取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願ひいたします。

12番 内容番号77号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は○○さんが娘の○○さんに経営移譲するものです。○○さんは家族4人で畑作3品、人参を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願ひします。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを11月4日、鎌仲委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願ひします。

議長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 ご異議なしと認め、内容番号77号は適当と認めます。  
議案第122号「農地法第3条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。

議長 日程第9、議案第123号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題いたします。  
内容番号22号。

事務局 内容番号22号についてご説明いたします。参考資料は25ページをご覧願います。本件はカラマツ植林のため、農地法第4条による農地転用を行うものでございます。申請者は田中の○○さん。土地の所在地は田中○○番他計3筆、面積は合計○○m<sup>2</sup>、農地区分は農用地区域内農地でございます。転用目的はカラマツ植林、計画の概要は○○m<sup>2</sup>の土地に2,780本のカラマツの苗木を植えるもので工事期間は許可日から令和8年11月30日までを予定しております。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願ひいたし

	ます。
3 番	内容番号 22 号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この申請地は山林に囲まれた地形で生産性の低い土地のため、現地の状況からみてやむをえないものであると 9 月 26 日、日並委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願ひします。
議 長	ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、内容番号 22 号は適当と認めます。 議案第 123 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。
議 長	日程第 10 、議案第 124 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 内容番号 3 号。
事務局	内容番号 3 号についてご説明いたします。参考資料は 27 ページをご覧願います。本件はトラックターミナルとして整備するため農地法第 5 条により農地転用を行うものでございます。譲渡人は稻美の〇〇さん、譲受人は稻美の〇〇さんでございます。土地の所在地は稻美〇〇番〇他計 2 筆、面積は合計〇〇 m <sup>2</sup> 、農地区分は農用地区域外第 2 種農地でございます。転用目的はトラックターミナルとしての整備、計画の概要はトラックターミナルが 12,416 m <sup>2</sup> 、その他法面等が 391.01 m <sup>2</sup> 、工事期間は許可日から令和 8 年 8 月末までとなっております。そのほかの内容につきましては確認委員さんよりお願ひいたします。
6 番	内容番号 3 号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は工業用地内にある〇〇さんの農地を〇〇に売買し、トラックターミナルとして造成するものです。申請地はほかの農地への影響が少ない場所を選定しており、現地の状況からみて、やむを得ないものであると 11 月 2 日、佐藤委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願ひします。
議 長	ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、内容番号 3 号は適当と認めます。 議案第 124 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。
議 長	日程第 11 、議案第 125 号「現況証明願について」を議題といたします。 内容番号 35 号。
事務局	内容番号 35 号についてご説明いたします。参考資料は 30 ページをご覧願います。所有者及び願出人は野崎の〇〇さんでございます。土地の所在地は日の出〇丁目〇〇番〇、面積は〇〇 m <sup>2</sup> 、願出理由は土地地目変更登記のため土地の利用状況につきましては確認委員さんよりお願ひいたします。
17 番	内容番号 35 号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この土地は区画整理がされている住宅街の中にあり、相当前から畠としては使われておらず、農地・採草放牧地以外であることを 10 月 24 日、中村委員、安藤委員とわたくしで確認しておりますので

	よろしくお願ひいたします。
議 長	ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、内容番号35号は適當と認めます。 内容番号36号。
事 務 局	内容番号36号についてご説明いたします。参考資料は31ページをご覧願います。所有者及び願出人は北見市の○○さんでございます。土地の所在地は元町○○番○他計2筆、面積は合計○○m <sup>2</sup> 、願出理由は土地地目変更登記のため土地の利用状況につきましては確認委員さんよりお願ひいたします。
17番	内容番号36号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この土地は区画整理がされている住宅街の中に入り、相当前から畑としては使われておらず、農地・採草放牧地以外であることを11月11日、中村委員、安藤委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願ひします。
議 長	ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、内容番号36号は適當と認めます。 議案第125号「現況証明願について」は申請どおり適當と認めることに決定をいたします。
議 長	日程第12、協議第19号「美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について」を議題といたします。
事 務 局	協議第19号についてご説明いたします。本件は10月3日及び11月13日付で美幌町長から町が定める美幌町農業振興地域整備計画において同計画の変更を行うため意見を求められたもので農用地区域からの除外が2件でございます。それでは除外の内容番号11号についてご説明いたします。参考資料は33ページをご覧願います。申請者は古梅の○○さん、土地の所在地は古梅○○番○内他計2筆、面積は合計○○m <sup>2</sup> で申請理由はカラマツ植林のためございます。除外の内容番号12号についてご説明いたします。参考資料は25ページをご覧願います。本件は先の議案第123号 農地法第4条許可申請の内容番号22号でご審議いただいた案件でございます。申請者は田中の○○さん、土地の所在地は田中○○番他計3筆、面積は合計○○m <sup>2</sup> で申請理由はカラマツ植林のためございます。今後の予定ですが本総会後に町に意見書を提出します。町は北海道に通達後、回答を得て決定告示される予定であります。事務局からの説明は以上でございます。
議 長	ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、協議第19号「美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について」は適當と認めることに決定をいたします。
議 長	以上で全議案の審議を終了致しました。 これをもちまして第32回美幌町農業委員会総会を閉会いたします。

議 長

ご苦労様でした。

閉会 午後 2 時 2 分

令和7年11月21日開催の第32回 美幌町農業委員会総会議事録については、その事実と相違ないことを認め、美幌町農業委員会総会議規則第22条第2項の規定により署名する。

議 長

署名委員

署名委員